

議案第 73 号

狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「（明治 31 年法律第 9 号）」を「（明治 29 年法律第 89 号）」に改める。

第 6 条第 1 項中「39 万円」を「40 万 4,000 円」に改める。

第 8 条中「第 72 条の 4」を「第 72 条の 5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は公布の日から、第 8 条の改正規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

平成 26 年 11 月 26 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

健康保険法による出産育児一時金の支給額が見直されることに鑑み、出産育児一時金の支給額を改定するとともに、国民健康保険法の改正に伴う所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。